

2015年度 国際大学研究活動不正防止推進体制・防止計画

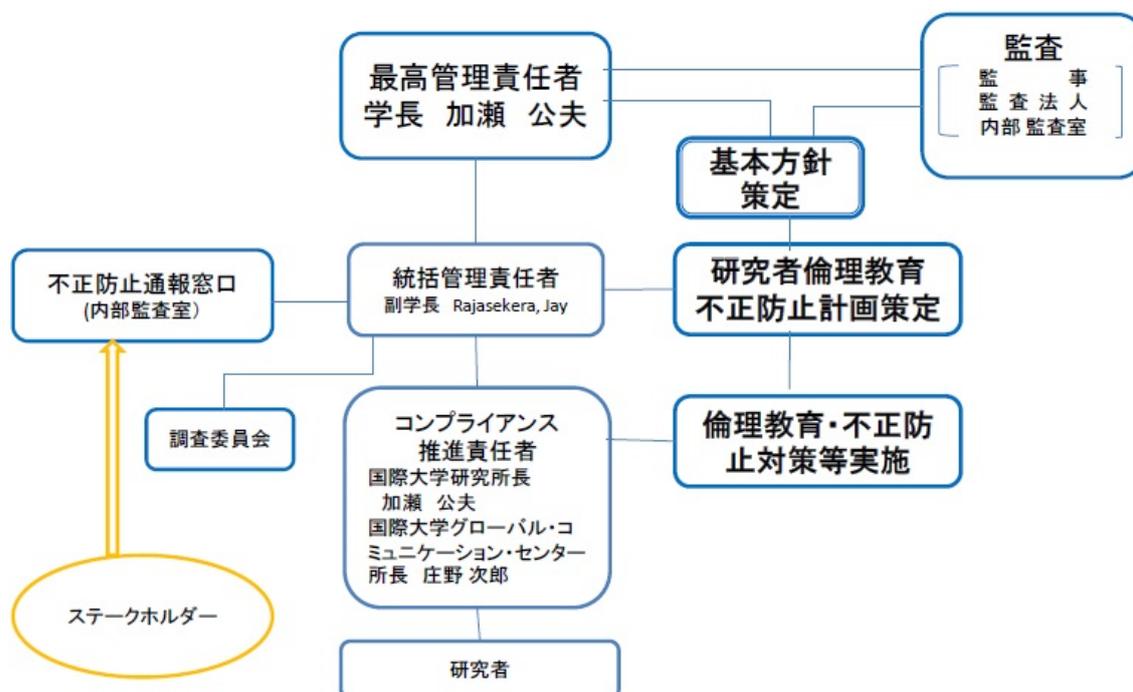
2016年1月

国際大学

1. 不正防止推進体制

国際大学における研究費等の運営・管理体制

2015.10.1



事務局体制（不正防止推進部署）：

総務室、教務事務室、GLOCOM 事務局が協同で最高責任者、統括責任者、コンプライアンス推進責任者の事務を行う。

2. 不正防止計画

(1) 不正防止・コンプライアンス教育の実施

研究活動の不正・研究費の不正使用防止に係る e-learning 受講・受講修了証の提出

(2) 誓約書の提出

3. 対象者

- a. 研究費の運営・管理に係る全ての専任教員（含：学内研究費、受託研究等）
- b. 公的研究費の運営・管理に係る全ての研究者（研究代表者及び研究分担者）
- c. 研究費の運営・管理に係る職員※

※予算管理、物品の発注、検収等を行っている者及びその所属長。

→ 今後、学生も研究倫理教育の対象とし実施を検討する必要がある、研究倫理教育には剽窃・ねつ造等の大学院教育における不正防止とも関連が高いことから、2016年度以降は、教務事務室員全員の受講が望ましい。

更には、教育研究活動が大学の存立目的そのものであることから、全専任職員が受講することが望ましい。

4. 期限（e-learning 受講修了証及び誓約書の提出）

2016年3月31日まで

5. 未提出者への措置の方針

- (1) 2015年度の個人研究費の執行を認めない。2016年度以降も同様とする。
- (2) 2016年度以降の公的研究費への申請を認めない。
- (3) GLOCOM 教職員（含む兼任）の措置方針については別途協議する。

6. e-learning 受講について

CITI Japan プログラムの提供する研究者行動規範教育を e-learning により受講

<http://edu.citiprogram.jp/>

受講手順：別途事務局より配付